

【Ⅱ－5－2 重症患者等の様々な背景を有する患者への訪問看護の評価－②】

② 難治性皮膚疾患を持つ利用者への訪問看護に係る評価の見直し

第1 基本的な考え方

手厚いケアの必要がある、重症な難治性皮膚疾患を持つ利用者に対する訪問看護の充実を図る観点から、在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料を算定する利用者について、訪問看護基本療養費等を算定できる回数を見直す。

第2 具体的な内容

在宅難治性皮膚疾患処置指導管理を受けている利用者について、訪問看護基本療養費等を週4日以上算定できる対象に追加する。

改 定 案	現 行
<p>[施設基準]</p> <p>別表第八 退院時共同指導料1の注2に規定する特別な管理をする状態等にある患者並びに退院後訪問指導料、在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料に規定する状態等にある患者</p> <p>一 (略)</p> <p>二 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、<u>在宅肺高血圧症患者指導管理又は在宅難治性皮膚疾患処置指導管理</u>を受けている状態にある者</p> <p>三～五 (略)</p>	<p>[施設基準]</p> <p>別表第八 退院時共同指導料1の注2に規定する特別な管理をする状態等にある患者並びに退院後訪問指導料、在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料に規定する状態等にある患者</p> <p>一 (略)</p> <p>二 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は<u>在宅肺高血圧症患者指導管理</u>を受けている状態にある者</p> <p>三～五 (略)</p>